



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

510 令和8年度自衛官募集	(市町村課).....	1
511 一般競争入札による落札者の決定	(情報基盤課).....	3
512 生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課).....	3
513 指定自立支援医療機関の変更	(こころの健康推進課).....	4
514 救急病院の申出の撤回	(医務課).....	4
515 救急病院の認定	().....	4
516 随意契約の相手方の決定	(警察本部).....	5

○ 公安委員会告示

22 指定講習機関の変更	6
23 運転免許取得者等教育を行う者の変更	6
24 運転免許取得者等検査を行う者の変更	6
25 施設警備業務2級、雑踏警備業務1級、雑踏警備業務2級、交通誘導警備業務2級及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施	6

告 示

和歌山県告示第510号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の令和8年度募集について、次のとおり告示する。

令和8年6月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 募集種目

2等陸・海・空士（任期制自衛官）

2 試験種目

(1) Web試験（インターネットを利用する方法により行う試験をいう。以下同じ。）

国語、数学、地理歴史及び公民、作文並びに適性検査

(2) 口述試験及び身体検査（以下「口述試験等」という。）

3 受付期限、Web試験期間並びに口述試験等の期日及び試験場（以下「受付期限等」という。） ※1

受付期限	Web試験期間	口述試験等の期日 ※2	口述試験等の試験場
令和8年6月25日（木）	令和8年7月5日（日）から 同月7日（火）まで	令和8年7月10日（金）	和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1）
		令和8年7月11日（土）	
令和8年7月23日（木）	令和8年8月2日（日）から 同月4日（火）まで	令和8年8月8日（土）	自衛隊和歌山地方協力本部（和歌山市築港一丁目14-6）

令和8年9月7日（月）	令和8年9月17日（木）から 同月19日（土）まで	令和8年9月25日（金）	和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1）
		令和8年9月26日（土）	
令和8年11月2日（月）	令和8年11月12日（木）から 同月14日（土）まで	令和8年11月21日（土）	自衛隊和歌山地方協力本部（和歌山市築港一丁目14-6）
令和8年11月26日（木）	令和8年12月6日（日）から 同月8日（火）まで	令和8年12月12日（土）	
令和9年1月25日（月）	令和9年1月31日（日）から 同年2月2日（火）まで	令和9年2月6日（土）	

※1 受付期限等は、変更する場合がある。

※2 同一の受付期限において口述試験等の期日が複数ある場合には、それらの期日のいずれか1日とする。

4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の者（32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、33歳に達しない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

5 受験手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名 称	所 在 地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
橋本地域事務所	〒648-0072 橋本市東家五丁目2-2 橋本地方合同庁舎3階	0736-32-0744
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0004 田辺市下万呂564-2 宮本ビル	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、2等陸・海・空士志願票1通及び受験票を（1）の機関（市町村役場を除く。）に持参し、又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに自衛隊和歌山地方協力本部に連絡

すること。

6 採用予定者への通知

- (1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。
- (2) 不合格者には、通知しない。
- (3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用候補者には、採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。

7 その他

- (1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。
- (2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。
なお、併せて薬物使用検査を実施する。
- (3) 各試験は、状況により中止する場合がある。

和歌山県告示第511号

令和8年度団体内統合宛名管理システム構築及び運用保守業務委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年6月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和8年度団体内統合宛名管理システム構築及び運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局情報基盤課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和8年5月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社システム・エージ
兵庫県伊丹市御願塚三丁目1番18号
- 5 落札金額
42,240,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,840,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年4月3日

和歌山県告示第512号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年6月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南歯新 37-08	田岡歯科医院	海南市日方1290-16	令和 8.4.1
海南薬新 37-08	エバグリーン薬局ヒロ海南重根店	海南市重根50-1	令和 8.5.1
橋医新 79-08	いこまレディースクリニック	橋本市東家1-2-25 サンライズビル1F	令和 8.4.1
橋歯新 40-08	さくら山本歯科	橋本市高野口町大野1844-133	令和 8.5.8
伊薬新 25-08	萩原薬局	伊都郡かつらぎ町佐野185	令和 8.4.1
有歯新 34-08	なかにし歯科医院	有田郡有田川町下津野854-1	令和 8.4.1

和歌山県告示第513号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和8年6月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
医療法人誠人会 与田病院附属ふ じと台クリニック	和歌山市ふじと台6番地 エスタシオンふじと 台駅前ビル東棟4階E401 号	医療機関の所 在 地	和歌山市中573-19 ふ じと台ステーションビ ルエスタシオン4階	和歌山市ふじと台6番 地 エスタシオンふじ と台駅前ビル東棟4階E 401号	令和 6.6.15

和歌山県告示第514号

次の病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和8年6月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 宇都宮病院
- 2 所在地 和歌山市鳴神505-4
- 3 失効日 令和8年5月29日

和歌山県告示第515号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年6月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 宇都宮病院
- 2 所在地 和歌山市鳴神503-1
- 3 有効期限 令和11年6月1日

和歌山県告示第516号

令和8年度IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年6月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (1) カード基体（優良） 300枚×3入 101箱
- (2) カード基体（一般） 300枚×3入 70箱
- (3) カード基体（新規） 300枚×3入 6箱
- (4) 経歴証明書カード基体 300枚 3箱
- (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種） 79箱
- (6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚 9箱

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

5 随意契約に係る契約金額

- (1) カード基体（優良） 300枚×3入
1箱当たり 474,210円（うち消費税及び地方消費税の額43,110円）
- (2) カード基体（一般） 300枚×3入
1箱当たり 474,210円（うち消費税及び地方消費税の額43,110円）
- (3) カード基体（新規） 300枚×3入
1箱当たり 474,210円（うち消費税及び地方消費税の額43,110円）
- (4) 経歴証明書カード基体 300枚
1箱当たり 165,660円（うち消費税及び地方消費税の額15,060円）
- (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種）
1箱当たり 154,000円（うち消費税及び地方消費税の額14,000円）
- (6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚
1箱当たり 17,600円（うち消費税及び地方消費税の額1,600円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第22号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関の代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和8年6月5日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

名称	特定講習の業務を行う事務所の名称	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社塩屋自動車学校	紀伊風土記の丘カースクール	代表者の氏名	山西篤彦	山西陵平	令和8.4.1
	塩屋自動車学校				

和歌山県公安委員会告示第23号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者等教育を行う者の代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和8年6月5日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

名称	運転免許取得者等検査に使用する施設	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社塩屋自動車学校	紀伊風土記の丘カースクール	代表者の氏名	山西篤彦	山西陵平	令和8.4.1
	塩屋自動車学校				

和歌山県公安委員会告示第24号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、運転免許取得者等検査を行う者の代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和8年6月5日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

名称	運転免許取得者等検査に使用する施設	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社塩屋自動車学校	紀伊風土記の丘カースクール	代表者の氏名	山西篤彦	山西陵平	令和8.4.1
	塩屋自動車学校				

和歌山県公安委員会告示第25号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

令和8年6月5日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

1 実施する検定の種別及び級並びに定員

検定の種別及び級	定員
施設警備業務2級	5名
雑踏警備業務1級	5名

雑踏警備業務2級	5名
交通誘導警備業務2級	10名
貴重品運搬警備業務2級	5名

2 実施日時及び場所

(1) 学科試験

種別及び級	日 時	場 所
施設警備業務2級	令和8年9月17日（木） 午前10時から正午まで	和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部会議室8
雑踏警備業務1級	令和8年9月17日（木） 午前10時から正午まで	
雑踏警備業務2級	令和8年9月17日（木） 午前10時から正午まで	
交通誘導警備業務2級	令和8年9月17日（木） 午後2時から午後4時まで	
貴重品運搬警備業務2級	令和8年9月17日（木） 午後2時から午後4時まで	

(2) 実技試験

種別及び級	日 時	場 所
施設警備業務2級	令和8年11月20日（金） 午前10時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務1級	令和8年11月18日（水） 午前10時から午後5時まで	
雑踏警備業務2級	令和8年11月17日（火） 午前10時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	令和8年11月16日（月） 午前10時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	令和8年11月19日（木） 午前10時から午後5時まで	

3 検定の内容

(1) 施設警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関する事。
- (ウ) 雑踏の整理に関する事。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関する事。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関する事。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関する事。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(3) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関する事。
- (ウ) 雑踏の整理に関する事。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関する事。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(4) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関する事。
- (ウ) 車両等の誘導に関する事。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

- (ア) 車両等の誘導に関する事。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(5) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関する事。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。
- (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。
- (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

4 検定の方法

(1) 学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 実技試験の途中において合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を

中止し、以降の実技試験は行わない。

(3) 学科試験及び実技試験に合格した者には、成績証明書を交付する。

5 受検資格

(1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者と和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）であるもの

(2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1)に規定する者で次のア又はイに該当するものとする。

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 和歌山県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受検を希望する者は、次の申出期間内に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（検定受付専用電話073-423-3344）に、電話による受検希望の事前申出を行うこと。事前申出を行い、(3)により受付がされた者を受検予定者とする。

種別及び級	申出期間
施設警備業務2級	令和8年8月18日（火）から同月20日（木）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）
雑踏警備業務1級	
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(2) 申込受付

(1)により受検予定者となった者は、7の検定申請書等を、次の検定申請書等提出期間内に提出すること。

提出先は、和歌山県内に住所を有する者はその者の住所地を管轄する警察署（管轄する警察署が有田湯浅警察署である場合は有田湯浅警察署有田分庁舎を、新宮警察署である場合は新宮警察署申本分庁舎をそれぞれ含む。以下同じ。）とし、県外在住警備員はその者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。ただし、和歌山県内に住所を有する警備員で、その者が和歌山県内の営業所に所属している場合は、検定申請書等の提出先は当該営業所の所在地を管轄する警察署も可とする。

種別及び級	検定申請書等提出期間
施設警備業務2級	令和8年8月25日（火）から同月27日（木）まで （各日とも午前9時から午後5時まで）
雑踏警備業務1級	
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出の受付は、検定受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出の受付は、電話1回につき、受検を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申出者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受付担当者が受検を希望する者又は受検予定者に対して行う質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は、受け付けない。）。

オ 事前申出後において受検資格の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合には、当該事前申出の受付を無効とする。

カ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

7 検定申請書等

(1) 検定申請書 1通

(2) 検定申請書の添付書類

ア 顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

イ 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等） 1通

ウ 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者を含む。）にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通
エ イ及びウに該当する者が提出する検定申請書等には、その者の住所を管轄する警察署に提出する場合はイの書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合はウの書面を添付すること。

(3) 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

(2) の添付書類のほか、次のア又はイの書類を添付すること。

ア 雑踏警備業務2級検定の合格証明書の写し及び同合格証明書の交付を受けた日から起算して、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書又は誓約書） 1通

イ 和歌山県公安委員会が5の(2)のアと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する書面（1級検定受検資格認定書）の写し 1通

(4) 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
施設警備業務2級	16,000円	和歌山県証紙により納付すること。
雑踏警備業務1級	13,000円	
雑踏警備業務2級	13,000円	
交通誘導警備業務2級	14,000円	
貴重品運搬警備業務2級	16,000円	

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係

電話番号 073-423-0110（内線3046、3047、3048）